

松 山 大 学 論 集
第 28 卷 第 4 号 抜 刷
2 0 1 6 年 10 月 発 行

ハンガリーにおけるパブリック・ワークの 現状と課題

柳 原 剛 司

ハンガリーにおけるパブリック・ワークの 現状と課題

柳 原 剛 司

はじめに

2010年5月に成立したオルバーン第2期政権のもと、ハンガリーは、1989年の社会主義体制からの政治体制の転換以来の20年間の改革プロセスから大きく舵を切った。それまでの憲法に代わる基本法の制定、「ハンガリー共和国」から「ハンガリー」への国名の変更、国会議員の定数削減、選挙制度改革、司法・教育・メディア・金融などの領域における、政府あるいは国会による直接的な監視と関与の強化、と修正・変更されたものを挙げれば枚挙に暇がない。柳原（2014）で論じたように、政府・与党の影響力が他の諸権力によって妨害されないよう、国の政治システムのあり方を確実に変貌させ、集権的な体制を作り上げたのである。構築された盤石な体制は、一部で綻びが生まれつつも、いまなおその強化が目指されている¹⁾。

オルバーン首相および彼が率いる中道右派政党「フィデス－ハンガリー市民連盟。（以下、フィデス）」は、ハンガリーがリーマン・ショックに端を発する世界金融危機の波及を受け、経済が大きく傷つくなかで政権を奪取した。しばしば強権的と批判されながらも、様々な施策を講じてきた。ユーロ危機を経て、近年では輸出の復調もあり、財政赤字幅の抑制を成し遂げ、好調なドイツ経済等に引っ張られる形で、ハンガリー経済を回復・成長基調に復帰させている。

本論文では、オルバーン第2期政権の経済・社会政策上で近年とくに重要な施策となっている、パブリック・ワーク（ハンガリー語では *közfoglalkoztatás*,

以下PW)について取り上げる。2013年末以降、ハンガリー経済は回復基調にあるが、世界金融危機の波及以降、経済・社会はどのように変容し、急速に拡大したPW制度は同国の政治経済上の課題の改善にどこまで寄与しているのか、またPWの課題についても明らかにしたい。

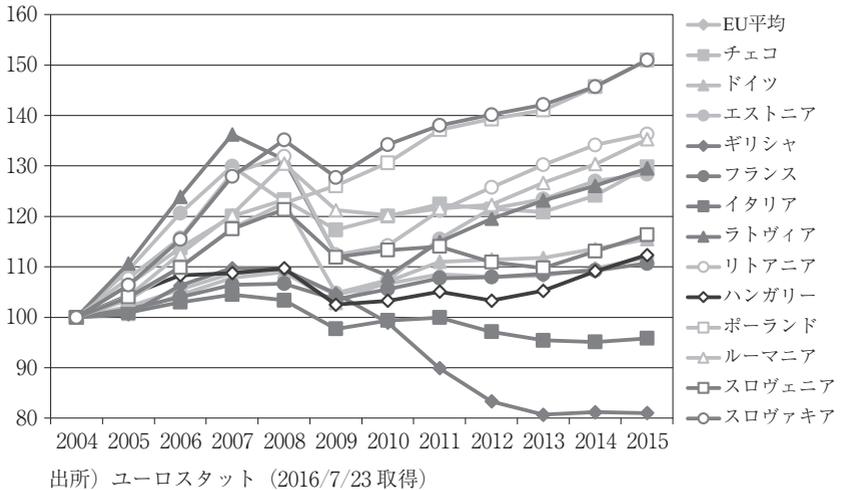
本論文の構成は以下の通りである。第1節において、まず現在のハンガリー経済・社会の状況を確認する。第2節では、ハンガリーにおけるPWの制度展開の経緯と概要についてまとめる。第3節では、オルバーン政権下でのPWの現状と、先行研究が指摘するいくつかの問題点を整理する。そしてそれらの指摘を検討しながら、PWの果たしている役割と課題とを抽出する。

第1節 近年のハンガリーの経済・社会

1.1 マクロ経済動向

第1節では、近年のPWの拡大の背景を明らかにすることも視野にいれつつ、近年のハンガリーの経済・社会の概況について確認しておこう。第1図は、ハンガリーを含む中東欧・バルト諸国など10か国がEUに加盟した2004年を100とした、EU加盟国のGDPの推移である。いくつかのポイントを確認しておこう。まず、EU加盟の実現以降、中東欧諸国の多くは急速な経済成長を経験したが、ハンガリーにおいては成長の幅はあまり大きくなかった。第2に、世界金融危機とその後のギリシャを震源地とするユーロ危機により、欧州諸国は大きな打撃を受けたが、その影響とそこからの回復の経路は同じではなかったことである。ハンガリーも打撃を被ったが、エストニアで見られたような急激な悪化ではなかった。他方、チェコやバルト三国など危機後に顕著な回復を見せた国々とは異なり、ハンガリーの危機の影響からの回復は鈍い。第3に、2013年以降、南欧諸国の経済が停滞する中、中東欧地域全体で顕著な回復傾向が見られていたことである。2016年3月時点での欧州委員会の春の経済予測によれば、中東欧諸国は2016年から2017年にも着実な回復が見込まれており、ハンガリーも2016年に2.5%、2017年にも2.8%のGDPの成長が

第1図 EU 諸国の GDP の推移 (2004年=100)

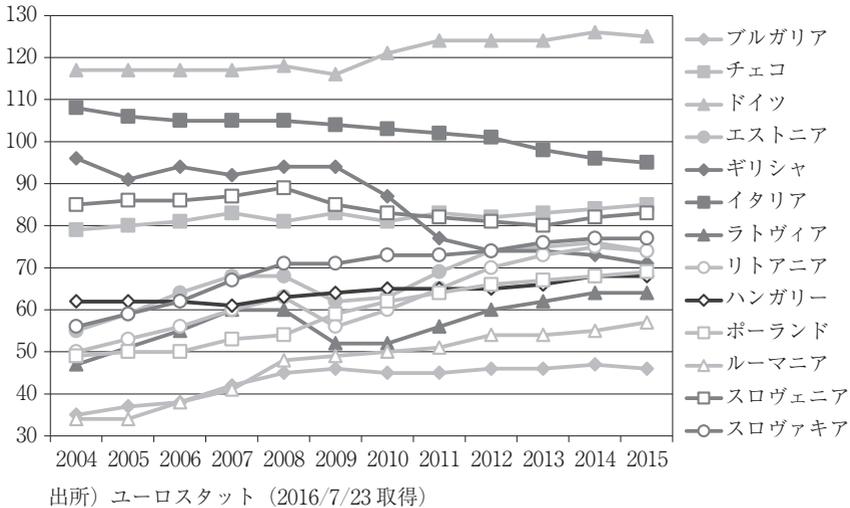


予測されている (European Commission, 2016a)。

相対的にみたハンガリーの位置づけも確認しておこう。第2図は中東欧諸国を中心にいくつかのEU加盟国の一人あたりGDPの推移を示したものである。中東欧・バルト・南東欧の多くの国々がEU加盟以降、順調なキャッチアップをすすめる中、ハンガリーの経済成長は弱く、対EU平均ではハンガリーの経済水準は約6割強の水準で停滞していた。2つの危機を経て、近年の経済の回復傾向により、ハンガリーの経済水準はEU全加盟国平均の7割弱、ドイツなど西欧の豊かな国と比較すれば約6割の水準になっているが、地域の他の国々と比べると、相対的な経済水準の収斂がゆっくりであることは否めない。

近年のハンガリーならび中東欧諸国の経済の特性をより端的に示すような数値もあげておこう。第1表は2015年の産業別の付加価値の比率を示したものである。中東欧の5か国(ハンガリー、ポーランド、チェコ、スロヴァキア、スロヴェニア)は、いずれもドイツなどの西側資本の企業が中東欧に形成する生産ネットワークに組み込まれており、製造業の比率が軒並み高い。この中で

第2図 各国の一人あたりGDPの推移 (EU平均=100)



第1表 産業別付加価値の比較 (2015年, 総付加価値に占める比率。単位: %)

	ドイツ	フランス	ポー ランド	ハン ガリー	チェコ	スロ ヴァキア	スロ ヴェニア	日本	アメリカ
農業, 林業, 漁業	0.55	1.74	2.78	3.57	2.52	4.05	2.25	1.17	1.45
工業(のぞく建設業)	25.73	14.06	26.08	27.39	32.06	25.22	28.13	20.74	16.59
製造業	22.57	11.23	19.70	24.31	26.97	20.84	24.03	18.67	12.41
建設業	4.69	5.44	8.14	4.40	5.71	9.16	5.40	6.12	3.91
卸売・小売・運輸・ 宿泊・飲食サービス	15.47	17.72	25.39	18.33	18.38	21.96	20.34	19.26	15.74
情報・コミュニケーション	4.92	4.97	3.76	5.09	5.08	4.53	4.11	5.52	6.15
金融・保険	3.92	4.48	3.96	3.58	4.19	4.05	4.08	4.37	7.37
不動産	11.17	12.76	5.30	7.77	8.42	6.72	6.65	11.66	11.36
専門・科学・技術活動 行政・支援サービス	11.19	12.84	7.53	9.22	6.64	7.20	9.82	n. a.	11.69
行政, 国防, 教育, 健康, ソーシャルワ ーク	18.28	22.98	14.73	17.62	14.86	13.55	16.50	11.41	22.58
芸術・娯楽・その他 サービス業	4.07	3.01	2.32	3.03	2.14	3.55	2.72	19.75	3.17

注) 日本は2014年, アメリカは2013年。日本の専門・科学・技術活動, 行政・支援サービスの項目はデータ利用不可。「芸術・娯楽・その他サービス業」の項目に含まれているものと推測される。

出所) ユーロスタット (2016/7/25 取得)

もハンガリーは、チェコについて高い比率となっている。他方、これら諸国では公的部門の比率が相対的に小さいが、公的部門がカバーする範囲が狭いことの他に同部門の労働者の賃金水準なども影響しているものと思われる。

第2表は、それぞれの国において外国企業にコントロールされる企業²⁾(以下、外国資本の企業)が生み出す付加価値の、総額付加価値に占める比率である。2016年7月時点では、危機波及前後の4年分の数値のみしかデータが利用可能ではない。積極的な外国資本の導入を行っていなかったスロヴェニアを除いて、中東欧諸国は軒並み高い数値を示している。ハンガリーは中東欧諸国で最大の、EU全体でもアイルランドに次いで比率が高くなっており、危機を経て、付加価値の半分が外国資本の企業によって生み出されるまでになっている。この傾向は、外国資本の企業における雇用が、国内の雇用全体に占める比率を示した第3表を併せて参照することで興味深い事実を示す。

ハンガリーの場合、全被用者のうち4分の1が外国資本の企業により雇用されており、こちらも中東欧・バルト地域でも非常に高い水準のグループに入っている。2011年の数値を用いると、25.79%の外国資本の企業の被用者が、ハンガリー全体の付加価値の51.89%を生み出している。このことは、外国資本の企業がハンガリー資本の企業と比べて単純計算で約3.10倍の労働者一人あたりの生産性を有していることを意味する。もちろん、製造拠点として進出してきた外国企業、あるいは外国資本が資本投資して株式の過半数を獲得するような企業の生産性が、国内資本の企業の平均の生産性より上回ることはおかしなことではなく、むしろ当然とも言えよう³⁾。しかし、この比率でハンガリーを超えているのはアイルランドだけである(約4.35倍)。ハンガリーにおいて、この外国資本と自国資本の生産性の格差が中東欧・バルト地域の他の国々よりも大きな水準であることは以前から指摘されていたが⁴⁾、その状況はEU加盟後数年を経て、危機を経てもあまり変化がなかったということになる。盛田(2010)は、ハンガリーや中・東欧の経済の現状は、いつ居なくなるとも知れない多国籍企業によって移転・移入された産業で成り立っている「借り物経済」である

第2表 外国資本の企業が、総付加価値に占める比率 (2008-2011年, 単位: %)

	2008	2009	2010	2011		2008	2009	2010	2011
アイルランド	47.57	49.23	54.39	56.15	スウェーデン	26.86	28.88	28.37	27.87
ハンガリー	46.99	49.1	49.26	51.89	オランダ	24.42	24.29	25.33	25.92
マルタ	44.31	n. a.	n. a.	n. a.	オーストリア	24.04	22.97	25.18	25.49
エストニア	41.45	40.88	44.61	43.76	デンマーク	24.21	25.31	24.81	24.64
チェコ	40.63	41.93	42.87	42.94	クロアチア	n. a.	n. a.	20.79	24.56
ルクセンブルク	n. a.	43.65	42.18	42.42	フィンランド	19.42	19.52	19.67	20.87
ルーマニア	39.34	40.34	42.71	40.75	ポルトガル	n. a.	n. a.	17.4	19.72
スロヴァキア	41.65	43.31	36.47	38.23	スロヴェニア	16.5	16.46	17.05	19.21
ポーランド	32.13	32.98	33.71	35.07	スペイン	13.46	13.83	17.54	18.69
ブルガリア	26.17	26.60	29.91	32.28	ドイツ	20.2	17.36	20.32	18.14
ラトヴィア	22.92	25.68	29.34	30.13	フランス	19.54	15.6	15.99	16.25
リトアニア	21.2	26.79	29.44	29.85	イタリア	13.21	13.3	13.94	14.06
ベルギー	n. a.	n. a.	n. a.	29.43	キプロス	5.77	6.42	7.8	9.14
イギリス	28.72	28.60	29.05	29.28					

注) ギリシャは利用可能なデータなし。
出所) ユーロスタット (2016/7/7 取得)

第3表 外国資本の企業が、雇用に占める比率 (2011年, 単位: %)

ルクセンブルク	39.96	デンマーク	20.51	スロヴェニア	14.25
エストニア	37.97	オーストリア	19.45	クロアチア	11.52
チェコ	27.27	イギリス	18.67	スペイン	11.08
ハンガリー	25.79	ラトヴィア	18.21	フランス	10.85
ポーランド	25.38	ベルギー	17.62	ポルトガル	10.72
スロヴァキア	25.02	オランダ	15.91	ドイツ	10.29
アイルランド	22.73	フィンランド	15.11	イタリア	7.46
スウェーデン	22.29	リトアニア	14.68	キプロス	5.28
ルーマニア	22.01	ブルガリア	14.34		

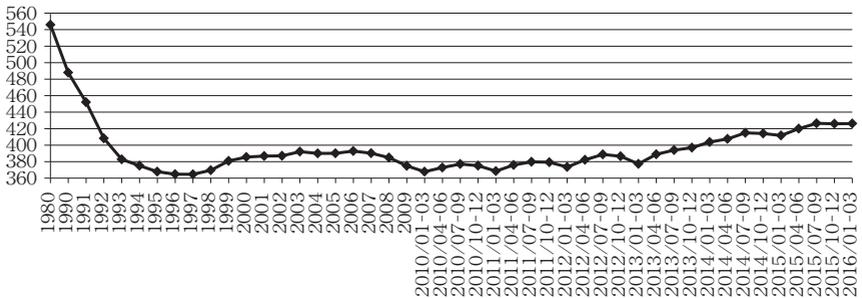
注) ギリシャ, マルタは利用可能なデータなし。
出所) ユーロスタット (2016/7/7 取得)

と述べた（盛田，2010，第3章）が，とくにハンガリーにおいては，この状況は2011年時点でも基本的には変化がなかったといえるだろう。

柳原（2014）でも述べたように，オルバーン政権は危機への対応策として外資の「使い分け」とも言える対応を行っており，一方で，外国資本が支配的な一部の産業（金融機関，通信業，小売業）に対し様々な税金・拠出金を課し，これら企業の大きな反発を受けつつも，財政の不足分の穴埋めや，外貨建てローンの債務者の救済策などのポピュリストティックな政策経費を負担させた。他方で，主として自動車産業やIT・電機産業など，多くの部品供給元を必要とし，ハンガリーに雇用と輸出をもたらす外国資本の主として製造業との間には「戦略的提携関係」を結び，それら企業の利益をハンガリーに再投資してもらうための補助を行うなどしている（柳原，2014）。第1表～第3表より抽出される，ハンガリー経済における外国資本の（主として）製造業の企業の重要性は，このオルバーン政権の行動のうち少なくとも後者を説明するものであろう。

1.2 雇用・社会動向

第3図 就業者数の推移（15歳以上，単位：万人）



注) 2010年以降は四半期のデータ。

出所) 1997年まではFazekas et al.(2015)，1998年以降はハンガリー中央統計局

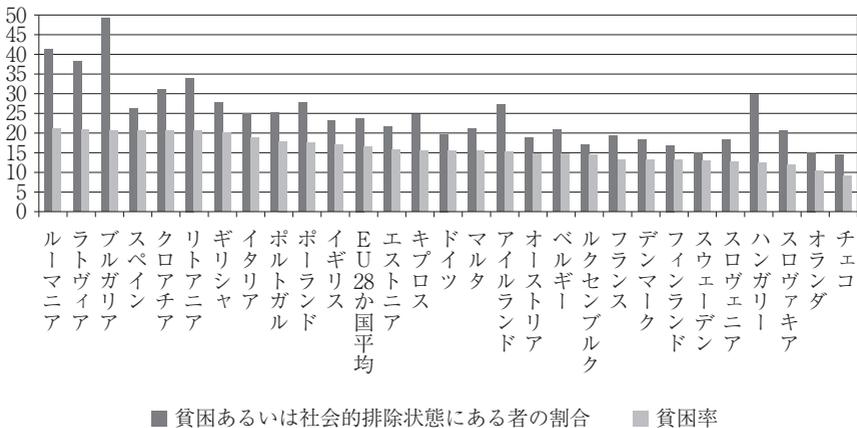
1998年から2009年：https://www.ksh.hu/docs/eng/xstadat/xstadat_annual/i_q1f006.html
(2016/1/4取得)

2010年以降：https://www.ksh.hu/docs/eng/xstadat/xstadat_infra/e_q1f006a.html
(2016/7/22取得)

雇用や社会の動向も確認しておこう。第3図はハンガリーにおける就業者数の推移を示したものである。ハンガリーにとって、政治体制の転換以降、1990年代後半から2000年代半ばに至るまでの経済が順調に回復・成長していた時期も含め、ほぼ一貫して就業者の水準が低くとどまっていること、それに対して福祉に依存する者の割合が多いことが経済上・社会上の大きな問題であった。2010年にオルバーン第2期政権が成立した際には、世界金融危機の影響を受け、就業者数は体制転換直後の1990年代前半とほぼ同じ最も低い水準まで落ち込んだ状態であった。オルバーン政権は、雇用の創出を最優先課題の一つとし、2014年までの4年間に30万人分の雇用の創出を行うことなど（最終的には2020年までに100万人⁵⁾）をその公約としたが、それは自然なことであった。

もうひとつ、別の観点からオルバーン政権成立当時の社会的課題を見ておこう。第4図は、2010年時点の貧困あるいは社会的排除（以下、社会的排除）状態にある者の割合と、（社会移転が実施された後での）貧困率とを示しており、

第4図 社会的排除と貧困率（2010年，単位：％）



注) クロアチアは2010年時点ではEU加盟国ではないが、平均には反映されている。
出所) ユーロスタット (2016/7/14 取得)

後者の降順で整序している。社会的排除状態にある者とは、①「貧困のリスクに見舞われている」、②「物質的な剥奪状態⁶⁾」にある、③「就労者のいない世帯⁷⁾」(以下、低就労状態の世帯)という3つの指標のうち、いずれか1つ以上あてはまる世帯に属する人びと、として定義される(中村, 2015)。EUが2010年に採択した中期戦略「欧州2020」では、この貧困あるいは排除状態にある人々を25%(2,000万人)以上減らすことが目標とされている。

この図は、ハンガリー社会の興味深い一面を示している。ハンガリーはEU加盟国中、貧困率では最も少ないグループに属しているが、社会的排除においては最も高いグループに属している。社会的排除の水準が高い他の国々(南東欧・バルトに位置する旧社会主義国)は軒並み貧困率が高く、貧困率が低いにもかかわらず社会的排除状態にある人が多いというハンガリーは特徴的である。ハンガリーでは、年金を含めた所得再分配政策がある程度有効に機能しており、所得の欠乏である貧困率は低い(2010年には12.3%)。しかし、所得の貧困ではなくとも、物質的な剥奪状態にある者(21.6%)、低就労状態の世帯に属している(11.9%)者が多く、結果として約3割の人がいずれか1つ以上の欠乏に晒されているのである。ハンガリーは、2010年の「欧州2020」策定時には45万人の人々をこの貧困もしくは社会的排除状態から抜けださせることを目標としている⁸⁾より多くの人を社会的に包摂することもまた、ハンガリーの経済・社会政策上の大きな目標だったのである。

雇用をより増大させ、社会的排除状態にある人の数を減らすことを目標におく。他方で外国資本中心の、とくに輸出主導の製造業の企業に依存する経済構造で、多くのハンガリー人が雇用されている自国資本の企業の生産性は前者と比べると非常に低い。そのような中で、雇用を増やし、福祉に依存する人々を減少させるには、より多くの外国資本の企業を誘致する、あるいは製造拠点の拡張を求める、もしくは、外国資本以外の公私の主体に補助金付きの雇用等、安価な労働力として雇用の拡大を求めることが必要となってくる。前者が教育改革や前述の「戦略的提携関係」によって、後者が、次節以降で検討するPW

で推進されたのである。PWは主として自治体・公企業などにおいて直接的に（しかし中長期的な財政悪化に繋がりがねない、期限の定めのない雇用ではない形で）雇用を増やす手段として大々的に推進されたのである。

第2節 パブリック・ワークの制度の展開と概要⁹⁾

この節では、先行研究や政府の資料に基づきつつ、ハンガリーにおけるPWの制度展開の経緯と概要について確認しておこう。

そもそも、PWのプログラムは、先進国でも途上国でも、景気対策、社会政策、インフラ開発、災害対策など様々な動機と目標をもって導入されてきた（Kálmán, 2015, p. 42）。カールマンはPWの形態について、①毎年実施される特定の時期の雇用保障プログラム（たとえば収穫期以外の時期のための特別な有期の雇用保障プログラムなど）、②経済的・政治的あるいは労働市場の緊張を緩和するために実施される、通例大規模かつ長期、連続的な雇用を提供する政府の雇用プログラム（ニューディール政策など）、③大規模な自然災害後や一時的な労働市場の緊張の際の短期的な雇用プログラム、④一時的に就業者数を引き上げ、価値あるインフラを創りだすことを目指すようなもの、の4種類を挙げている（Kálmán, 2015, p. 50-51）。

日本のケースであれば、PWは公共事業という名前のもと、国や地方自治体による直接雇用というよりは、道路やインフラ施設の建設・整備を国や地方自治体が発注し、受注した民間の企業が工事を実施する、という文脈で主として景気対策に焦点を当てて用いられてきた歴史があるといえよう。ハンガリーにおけるPWは、この日本における文脈とは異なり、長期失業者に対する施策としてスタートした。基本的には国家による直接的な雇用創出の施策であり、清掃、道路維持など単純労働に従事させることにより、所得保障と労働市場への（再）統合を目的としている（Koltai, 2012）。文脈が大きく異なることから誤解を避けるため、本論文では日本語訳としての公共事業を用いず、英訳の頭文字PWを用いる。

第4表 様々な管轄主体によるパブリック・ワークの概要一覧

	職業安定所型 közhasznú munka	国家型 közmunkaprogramok	地方自治体型 közélcélú foglalkoztatás	“統合された” システム
期間	1991-2010年	1996-2010年	2000-2010年	2011年以降
活動のタイプ	地方自治体のすべての業務	地方自治体の共同体・環境に関する業務等	地方自治体のすべての業務	地方自治体のすべての業務、2011年第106号法が規定する業務
対象	失業登録した求職者全体	主として長期失業者	2000-2009: 社会扶助受給者 2009-2010: 失業扶助受給者	登録した求職者(失業扶助受給者) リハビリ給付受給者
潜在的な使用者	地方自治体, 自治体設立の法人, 公的主体, NGO	地方自治体, 公的機関, 公企業	地方自治体, 自治体設立の企業, 公的主体, NGO	地方自治体, 公的主体, 教会, NGO, 地方自治体・公的機関が設立する法人など
資金拠出主体	職業安定所(雇用保険基金から)	パブリック・ワーク委員会(雇用保険基金から)	財務省(雇用保険基金と国家予算から)	職業安定所(2015年から中央政府事務所に統合)
中央予算支出法	職業安定所を通じた払戻し	入札	地方自治体への予算措置	職業安定所を通じた払戻し, 中央政府事務所
中央予算の支出割合	最大70%	60%	90-95%	70-100%
参加者への賃金	法定最低賃金	法定最低賃金	法定最低賃金	(政令により定められる)参加者向け賃金
プログラム実施期間	最大12か月	プログラムによる(3-12か月)	最短30日-最長12か月(年毎)	2014年: 最長12か月 2015年以降: 最長12か月(半年の延長可能性)

出所) Bördös, 2015, 74 ページ

ハンガリーのPWは、その管轄主体も、それぞれの管轄主体が実施するプログラムにも、様々なものがあり、非常に複雑である。その見取り図を示したものが第4表である。この表が示すように、職業安定所(ハンガリー語では munkäügyi központ)、国家、地方自治体と、管轄主体も条件も異なる3種類のPWの枠組みが2010年まで存在し、これらが2011年から、1つに統合された形となっている。これらの3つの主体によるPWの内容と活動の形態にはあまり大きな違いがないが、その資金拠出のメカニズムや責任の所在が異なっている(Bördös, 2015)。ここでは、時系列的に制度の展開を説明しよう。

2.1 2000年代前半までの歴史的な展開

1991年、長期失業者の救済策として公式に法制化された形で最初に導入されたPWは、職業安定所が管轄する仕組みである（ハンガリー語では *közhasznú munka*。コミュニティ・サービス）。ブルドゥーシュによれば、法制度に基づく実施は1991年ではあるものの、体制転換前の1987年から職業安定所が管轄主体となるPWが行われていたとの指摘がある（Bördös, 2015）。この枠組みのもとでは、職業安定所の地域事務所が、PWへ参加することを希望する求職者の配置等を決定している。参加者は地方自治体が行う（清掃などの）業務を割り当てられた。最大で賃金の70%と経費（交通費等）の一部が国の雇用保険基金から拠出された。2009年以降は、この職業安定所が管轄するPWはほぼ姿を消した。

1996年には、国家が実施するPWの枠組みが導入された（ハンガリー語では *közmunkaprogramok*。公共事業プログラム）。これは洪水対策、交通インフラの維持管理、環境整備など肉体労働の季節労働を対象としており、国が入札方式で実施した。具体的には、そのような事業を実施したい地方自治体、あるいは森林管理局や国立公園などの公的機関が国に申し込み、国が事業を選択した。不利な状況にある人々を雇用する、あるいは不利な地域で実施される事業は入札で優遇された。この枠組みでは、全費用の60%以内が国の予算から、7-10%が申請した自治体あるいは機関から拠出され、残りはEUの基金などが用いられた。

第3の枠組みが、オルバーン第1期政権時の2000年5月から導入された、地方自治体所管のPWの枠組みである（ハンガリー語では *közcéli foglalkoztatás*。公共の職務）。この枠組みの主要な目的は、社会扶助（日本の生活保護に相当。ハンガリー語では *rendszeres szociális segély*）の受給者に一時的な仕事の機会を与えることであり、社会扶助受給者は、その受給条件として、最低30日間、地方自治体あるいは職業安定所が提供するPWのプログラムに参加することが必要であった。この地方自治体所管のPWでは、全費用の90-95%を雇用保

険基金および一般会計から国が拠出するなど、地方自治体にとって一番有利な枠組みであった。

コルタイは、国が費用のほとんどを拠出する3つ目の枠組みが導入されるまでは、労働市場政策において、PWはあくまで限定的な役割しかもたなかったと指摘している（Koltai, 2012）。たとえば1992年から1996年にかけて、労働市場政策に対する支出全体のうち、失業給付など消極的な施策が約7割から約8割を占めていたのに対し、PWへの支出は1994年以降では積極的施策の中で最大の支出項目になるものの労働市場政策全体でみれば、1992年から順に、2.0%、3.1%、5.6%、5.9%、8.6%と大きな割合ではなく（柳原, 2012, 図表9-6参照）、コルタイの指摘は妥当なものであろう。

2.2 2000年代半ば以降のパブリック・ワークの枠組みの変化

PWの枠組み全体の位置づけが大きく変わったのは、2008年に発表され、2009年から導入された「労働への道（ハンガリー語ではÚt a munkához）」プログラムである。このプログラムでは、社会扶助の受給者を労働市場に再統合することを前提としており、働けない特別な事情のある場合などを除き、長期にわたり手当を受給しつづけることが不可能になった（柳原, 2012）。

ただ、このプログラムがそれまでの社会扶助あるいは雇用・社会保障政策のトレンドそのものを大きく変えた転換点ではないことには注意を要する。ハンガリーはEU加盟後まもなく安定・成長協定の求める過剰財政赤字是正手続きの対象国となり、財政赤字削減を求められた。2005年以降、①より早期の就業への復帰を誘因付ける、失業給付・扶助の求職者給付・手当への転換（2005年11月施行）、②社会扶助制度の世帯単位の制度への転換や求職活動の義務化（2006年7月施行）、③労働市場への再統合を目指す、障害年金・給付受給へのリハビリ給付への移行、など福祉に依存する人々の数を減らし再び労働市場に統合するという方向性の改革が左派・リベラルの連立政権のもとで行われており、2009年の社会扶助の改革もこの延長線上にある（詳細は柳原, 2012参

照)。

社会扶助受給者は、2つのグループに区分された。第1のグループは、障害・精神心疾患など長期的な諸条件により働けない、55歳以上である、もしくは14歳以下の子どもをケアサービスに預けることができない、などの諸事情によって少なくとも短期間は働くことができない人々であり、このグループは引き続き社会扶助を受給できた。他方、本人に働く能力はあるが、一般の労働市場での雇用機会がない場合には、PWへの参加、35歳以下で前期中等教育までの教育を終えていないものに対しては教育への参加が義務付けられた。またこのグループには、失業登録して、職業安定所のスタッフと協力することも義務付けられた。PWでの就労機会もない場合は、少額の待機手当 (*rendelkezésre állási támogatás*。後に雇用代替給付に名称変更)を受給可能であった (Frey, 2011; 柳原, 2012; Bördös, 2015)。

この改革は、劇的な変化をもたらした。世界金融危機の影響により経済が大きく下振れし雇用も失われたなかで、2009年1月時点では20万人以上いた社会扶助の受給者が、2009年5月以降、4万人弱の規模まで抑制されたのである (柳原, 2012, 図表9-12)。すなわち、多くの人々がPWの枠組みへと流入することになったのである。

この「労働への道」プログラムにおいては、地方自治体管轄のPWの予算の拡充がなされた。また、地方自治体にPW事業を拡大させるため、待機手当への国からの拠出割合が80%にとどめられた一方で、PWへの拠出はそれまでの90%から95-100%に引き上げられた (Bördös, 2015)。

2.3 2011年以降の「統合されたシステム」¹⁰⁾

2010年春にオルバーン第2期政権が成立した時点で、世界金融危機の実体経済への打撃により、就業者数が体制転換後の最低水準の近くまで落ち込んでいた。また当初の金融危機の波及時にIMF・世界銀行・EUからの融資を得ていたため、他の多くの国々が財政出動による景気浮揚策を行うなか、財政赤字

の抑制と削減を義務付けられ、新政権にとって景気浮揚策を実施する余地は非常に小さかった。他方、2006年秋以来、左派・リベラルの前政権が緊縮財政政策を継続して国民の支持を失っていたこともあり、同じ轍を踏むことはできなかった。

結局、オルバーン政権は、公的年金制度の「再国有化」¹¹⁾や、第1節で触れたような外国資本の企業が支配的な産業への特別な負担の賦課、その他種々の増税など、収入を増やす施策を行って景気浮揚策の実施の余地を作り出すとともに、若年層、中高年齢層、育児休業後の女性、地方居住者、ロマなど早期の就業が困難な人々が新たな福祉依存者にならないようにするために、PWの一層の大規模化を推し進めたのである。

オルバーン政権は、いくつかの観点でPWの枠組みを大きく作り変えた。第1に、職業安定所、国、地方自治体がそれぞれ主管する枠組みを統合し、1つの枠組みとした。ただし、枠組みの統一ではあっても内部に多くのプログラムを抱えたままで、統合後すぐには整理が十分ではなかった。

第2に、2011年7月より、国家経済省から内務省へと監督官庁が変更された。この変更について政府は、一般的な労働市場からはほぼ永続的に排除され、多くの場合不利な地域に居住する人々へ一時的な雇用の機会を提供するため、さらには直接の抛出によって、より付加価値のある仕事に就く機会を増やすことが目標であるとしている。また、未発展の地域でプログラムの実施に必要な様々な調整を行う場合、内務省が担当することが適しているとも説明している。他方、中央集権的なシステム構築の一環であるとも考えることもできるだろう。

第3に、2011年9月からPWにおける使用者と参加者との法的関係が、雇用関係から「PW契約」に変更された。これにより、法定最低賃金を下回る水準以下での雇用が可能とされた。政府としては、通常の雇用は望めない最も不利な地域では、手当を提供するのではなく、PWによって収入と仕事を提供することの方が大事と考えていると説明している。

第4に、2011年9月以降、教会や協同組合、水道・林業・国鉄など特定の公益企業もPWにおける使用者になりうることとなった。

2011年の3つの枠組みの統合後、PWのプログラムには以下のようなものがあった。①1か月から4か月の短期のプログラム。主としてパートタイム勤務であり、2013年にはほぼ利用がなくなった。②2か月から11か月継続する長期のプログラム。2015年からは最大12か月に延長された。1日6時間から8時間の勤務（リハビリ給付受給者は4時間まで）となっており、失業扶助受給者を主な対象とした。③最大12か月の公益事業により組織されるプログラム、④地方自治体の経費削減・収入増加を目的とした「価値創造」PW（2012年廃止）、⑤“start”モデルプログラム。不利な地域で実施されるマイクロリージョン・モデル・プログラムや、社会的協同組合や持続的農業を支援する農業プログラムなどが含まれる、⑥冬季の一時的なPW・プログラム、⑦パブリック・ワーカーの移動支援、⑧貸金補助に類似した、失業扶助受給者やリハビリ給付受給者を雇用する中小企業支援のプログラム（貸金コストの70%をカバー。最大8か月。補助金期間終了後、少なくとも補助金期間の半分の期間雇用を継続する必要性があった）、などが実施された。

2013年1月からは、就労義務がさらに厳しくなり、PWを拒否すると、受けられる給付の水準が下がるうえに、失業登録も抹消、将来のPW参加資格も剥奪されることとなり、2013年9月からは、家の庭や周囲を綺麗にしない、子供を学校に行かせない場合もPWの参加資格から排除されることとなった。民族（ロマ）問題とも深く関連するため評価は難しいが、後者については、子供をたくさん作り、その家族手当と育児関連手当等に頼んで生活し、子供を学校に通わず、そのような生活が次世代に連鎖する、という問題に対処する側面も存在した。

PWの諸プログラムとそのパフォーマンス、評価については次節で見ていくが、PWの規模はその後も拡大し、政府は2016年には総額3,400億フォリント（2015年のGDPの約1%に当たる）をPWへ投入している（Ministry of

Interior, 2016, p. 1)。2016年4月時点では、プログラムは基本的には以下の3種にまで整理されている。

第1に長期のPWである。これは地方自治体が組織し、地方自治体の責務に適合した業務を実施する。自治体職員が中央政府の地方事務所（2015年4月以降、マイクロリージョンに設置）でプログラムを申請する。PW参加者の賃金と社会保険料（以下、賃金補助額）の全額を国が拠出する。その他の経費については、賃金補助額の20%を上限に補助される。参加者の労働時間は1日6時間から8時間であり、リハビリ給付の受給者は4時間から6時間である。

第2に、マイクロリージョンおよびその他のstartワークモデル・プログラムである。マイクロリージョン・start・ワークモデルは、不利な条件のもとにある小さな地方自治体や、それらと協力する団体を支援するものである。①農業プロジェクト、②排水溝の清掃、③農道整備、④バイオマス燃料の生産、⑤地域内の公道補修、⑥不法投棄されたゴミの除去、⑦その他地域に必要な改革、などコミュニティ形成を目的としたプログラムがモデルプログラムとされ、このモデルプログラムの実施の場合は、投資額と物的経費の70-100%が補助される。活動が、正規の労働市場の競合者とならず、かつその地域の雇用を増加させるものであることが条件である。

第3に、国家PW・プログラムである。洪水対策、治水対策、公道整備、鉄道、林業など、多くの人々を雇用する大規模プログラムである。このプログラムでは、PWに従事する参加者の賃金・社会保険料が100%補助される。100人以上を雇用する場合には、賃金補助額の3%を超えない額で、事業に関わる運営主体の運営コストの一部も国から補助される。また、その他直接経費も賃金補助額の20%を超えない額で補助される。

現行のPWの制度における賃金額（2016年）は、通常の雇用契約による法定最低賃金が月額111,000フォリント（2016年6月末時点のレート¹²⁾で約4万146円）、一定のスキルを有する労働者の場合は月額129,000フォリント（同約4万6,656円）であるのに対し、資格を必要としないPW参加者の場合、フ

ルタイムで月額 79,155 フォリント（同約 2 万 8,628 円）、中等教育卒業程度のスキルを必要とする場合で 101,480 フォリント（同約 3 万 6,702 円）である。通常の労働市場におけるのと同様、ここから所得税（2016 年より 1 %引き下げられて 15%）、社会保険料（年金 10%、健康保険 7%、雇用保険 1.5%）が差し引かれる。

2.4 小括

ハンガリーにおける PW の制度は、このように展開してきた。筆者なりにまとめて言えば、3つの時期に分類することができるだろう。

第1の時期は、1990年代から EU 加盟が実現する 2004 年の EU 加盟に至るまでの時期である。この時期は、対処が必要な経済・社会の問題に対して対症的に、新たな PW の枠組みが追加されてきたといえるだろう。その結果が、条件や機能が少しずつ異なる、PW 制度の乱立であった。

第2の時期は、2004 年の EU 加盟から 2010 年ごろまでである。この時期は、EU からの財政改善の圧力の前に、左派・リベラルの政権がそれまでの寛大な福祉を見直さざるを得なくなってきた時期である。緊縮財政政策とともに、年金・医療も含む様々な社会保障の諸給付・サービスの資格の厳格化や水準の切り下げが実施され、また福祉に依存する者の労働市場への（早期の）再統合が目指された。PW の拡大も、この流れの中に位置づけることができよう。ただ、拡大はしつつも、最重要の雇用政策とまでは言えない点で、第3の時期とは異なる。

第3の時期は、2010 年のオルバーン第2期政権の成立、あるいは3つの管轄主体によるそれまでの PW の枠組みが統合された 2011 年以降の時期である。この時期の最大の特徴は、オルバーン政権が、PW を雇用政策の柱と明確に位置づけ、大々的に推進している点であると言える。

次節では、現行の制度のパフォーマンスと課題を分析しよう。

第3節 パブリック・ワークの果たす役割と問題点

3.1 オルバーン政権以前のパブリック・ワーク

この節では、PWの実績と、先行研究が指摘するさまざまな問題点を分析し、その役割ならびに課題につき評価を行うことを目的とする。

3つのPWの枠組みが2011年に統合されるまでの、PW制度全体の正確な参加者数等のデータを得ることは残念ながら困難である。ブシュとブルドゥーシュは幾つかの統計データの長所・短所を整理しているが（Busch and Bördös, 2015, p. 85）、例えば、ある統計では地方自治体が管轄するPWしかカバーしていない、また労働力調査についてもサンプル数の少なさや、参加者やその家族が正確に状況を理解し報告しているとは限らない、などの問題が指摘されている（Busch and Bördös, 2015）。本論文では、とくに近年のPWの役割を明らかにしたいため、2011年以前のPWに関するデータと議論については、概数

第5表 各パブリック・ワークの枠組みによる支出額と参加人数（2003—2009年）

	職業安定所型 közhasznú munka		国家型 közmunkaprogramok		地方自治体型 közéltű foglalkoztatás	
	支出額 (億 Ft)	参加人数 (人)	支出額 (億 Ft)	参加人数 (人)	支出額 (億 Ft)	参加人数 (人)
2003	n. a.	76,892	49.4	6,756	121.3	190,190
2004	n. a.	63,998	43.8	9,757	144.0	219,604
2005	128.0	79,429	70.5	17,242	144.2	199,981
2006	n. a.***	66,403	76.0	35,173**	123.6	183,927
2007	110.7	63,098	88.9	22,769	146.7	199,742
2008	117.5	63,100	95.0	25,388	146.5	195,096
2009*	36.0	n. a.	45.0	15,178	970.0	92,829***

注) *2009年のデータは10月末までのものである。

**国会ならびに地方選挙の年のため、短期間で高循環のプログラムが実施された。

***職業安定所型の2003、2004、2006年のデータはデータソースと推計の不一致や矛盾から引用元において掲載されていない。また2009年の地方自治体型の参加人数も不確かなデータとされている。

出所) Csoba, 2010

と概要のみ示したい。

第5表は、各PWの枠組みで拠出された金額と、プログラムへの参加者の延べ人数を示したものである。不十分なデータではあるが、おおよその傾向はつかめよう。この期間は、EU加盟後のPWが拡大していった第2の時期と重なっているが、2008年まで、ゆるやかに拡大していく傾向が見て取れる。また、対象者、プログラムの実施機関などの違いを考えれば当然だと言えるが(第4表)、この3つの枠組みが必ずしも、その支出規模、参加者数において同様の役割を果たしていたものでないことも確認できよう。2009年については、10月までのデータであり、地方自治体型の人数についても疑義が残るが、その支出額からは世界金融危機のハンガリーにおける影響の大きさが見てとれよう。日本においても、雇用調整助成金が2009年8月の1か月間だけで764億円(前年同月比で約1,744倍)、2009年度全体で6,535億円支出され、失業率増加の抑制に大きな役割を果たしたことが指摘されているが(久本, 2015, 168-169ページ)、ハンガリーにおいては、(地方自治体型の)PWが、決して個々の賃金(給付)が十分とはいえない水準ではあれ、類似の役割を果たした可能性が見受けられる。

とはいえ、この時期のPWの効果について、先行研究が示しているのは否定的な評価である。一般的な労働市場における雇用の機会が著しく少ない、不利な地域、教育水準の低い者に、就労(経験)の機会が与えられたこと自体への否定ではないものの、PWのプログラムを通じた実質的な就労の強制、他の積極的/消極的な労働市場政策とくらべて効率的であるか、などの点からは強い批判・懸念が示されている。たとえばケッラーとシャルレは2003年から2008年のPWの拡大が長期失業率にもたらす効果について、プログラムが実施された地域レベルのデータで計量分析しており、PWの諸プログラムは、長期失業を改善する効果を持っていないことが明らかであると結論づけている(Köllö and Scharle, 2012)。また、世界金融危機の波及とともに、社会扶助受給者を原則、労働市場へ再統合するためにPWへの参加を義務付けたことは、多くの批判を

呼んだ。チョバとナジは、2009年9月から2010年2月までの期間を分析対象としたアンケート調査に基づく研究において、分析期間の最後の時点で、積極的労働市場政策の対象となった人々とそうでない人々との正規の労働市場での雇用に復帰している人の割合を比較した。その結果、より不利な地域の居住者、教育水準のより低い者が積極的労働市場政策の対象となっているとしながらも、職業訓練参加者、賃金補助スキームの参加者の正規労働市場での再就職率が積極的労働市場政策の対象とならなかった者と比べて上回った¹³⁾のに対し、PWの参加者のケースでは下回り、PWを繰り返す参加者が大半であり、PWには強いロックイン効果があると論じている (Csoba and Nagy, 2012)。

3.2 オルバーン第2期政権下でのパブリック・ワーク

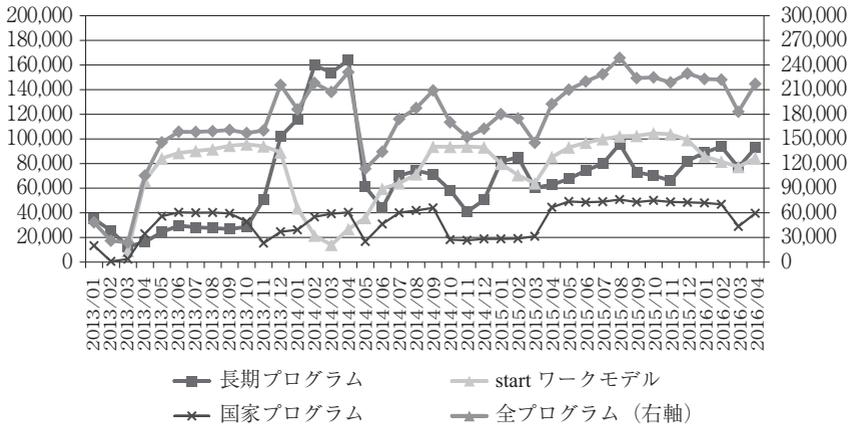
このように、左派・リベラルの前政権の時代には、積極的労働市場政策の選択肢の一つとして積極的には評価されていなかったPWではあるが、先に見た通り、2011年以降、オルバーン政権はこれを積極的に推進した。統計的な一貫性が確保できる2013年以降の状況について確認しよう。第5図は、2.3で見た、統合されたPWの枠組みにおける3種のプログラムについて、それぞれの平均参加者数を月ごとに見たものである。いくつかの傾向を確認することができるだろう。

第1に、基本的に、全プログラムの合計でみたPW参加者数が増加傾向にあり、季節要因もあるにせよ、顕著に拡大しており、2015年春以降は概ね平均20万人がPWに参加中となっている。

第2に、2014年春に長期プログラムの急増による、大幅な参加者増が見られるが、これは国会の総選挙前に、オルバーン首相の2014年までに30万人分の雇用を達成するとの公約を満たすための意図的な嵩上げと見なせるだろう。

第3に、治水・林業など大規模な事業となる国家PW・プログラムは、夏場がその実施時期となるが、その落ち込みを地域で実施されるマイクロリージョンおよびその他のstartワークモデル・プログラムがある程度カバーしている。

第5図 パブリック・ワークの参加人数（各月の平均参加者数，単位：人）

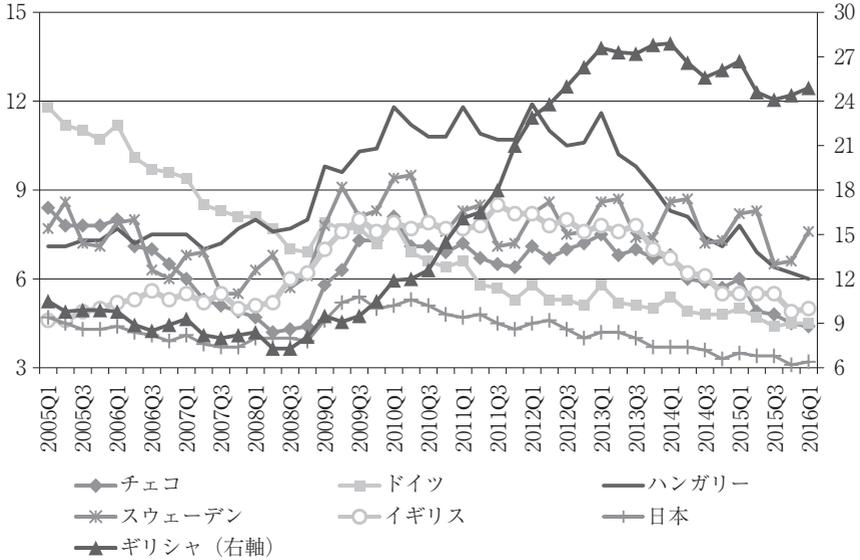


出所) パブリック・ワーク・ポータル (<http://kozfoglalkoztatás.kormany.hu/>)
2016/7/28 取得

このようなPWの拡大が、雇用にどのような影響を与えているのかについても確認しておこう。第3図・第6図は、ハンガリーの就業者数、失業率を見たものである。ここでは、PW参加者は就業者としてカウントされている。就業者数についていえば、2014年春の選挙で公約を達成したというアピールのためという側面もあるにせよ、1990年代前半に雇用の大規模な喪失を経験して以来、初めて400万人を超えた意義は少なくない。また、失業率においても、際限無く上昇したギリシャを除けば、ハンガリーは、世界金融危機直後の時点ではとりあげた国の中で最も悪い数値であったが、今や顕著に回復を見せている。PWの参加者を就業者と考えるならば、チェコやドイツの水準に近づいているのが見てとれる。

また、第4図で確認した社会的排除についても、その後の時系列でみれば(第7図)、とくに「物質的剝奪」「低就労状態の世帯」、そして合計値としての「社会的排除」の指標は改善している。とりわけ、低就労状態の世帯の項目は2005年以降でもっとも少なくなっており、昨今の経済回復の効果と不可分ではあるが、これまで就労する機会が限られていた人々をより稼働させたという

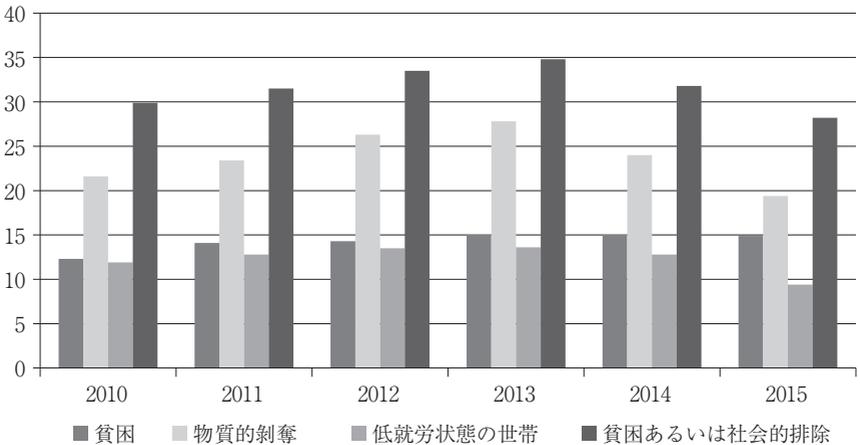
第6図 各国の失業率の推移 (季節調整なし, 単位: %)



出所) ユーロスタット (2016/07/08 取得)

第7図 貧困あるいは社会的排除のリスクに直面している人々の比率

(2010-2015年, ハンガリー, 単位: %)



出所) ユーロスタット (2016/07/23 取得)

意味では、PWの肯定的に評価できる一面だと言えよう。

しかし、この見方には一定の留保が必要である。PWはあくまで政策的に創りだした一時的な雇用であり、それが正規の労働市場での雇用に移行しなければ、資金の無駄遣いであるという批判は、本節第1項でもみたように、根強く存在する。チェレシュ-ゲルゲイは2011年2月から3年間の雇用の増分の約6割が、PWと、ハンガリー国内に居住しながら国外で就労する就業者の増加によるものであったことを指摘し、この文脈から過大評価を戒めている(Cseres-Gergely, 2014)。

また、第7図についても、「低就労」の項目が減少傾向にある一方で、貧困の状況にある人々の数が僅かながら増加傾向であることには注意を要するだろう。PWへの参加を義務付け、そこに給付・扶助をリンクさせるということは、そこから離脱してしまう不利な状況にある人々の一部を不可視化してしまう懸念がある。2010年から2012年にかけての指摘ではあるが、貧困率が上昇し、いかなる社会給付も受け取っていない登録失業者の数が40%から52%に増え、未登録の失業者も増えているという指摘は深刻であり(Cseres-Gergely et al. 2013; Szikra 2014)、2013年以降のさらなるPWの拡大と義務付けに関する規制強化をみれば、このシステムから抜け落ちてしまっている人々がさらに多く現れている可能性を暗示する。

PWに関するその他の論者・機関による批判は過去にも整理しているが(たとえば柳原, 2016)、それら指摘の共通点としては、PWが短期的な雇用の「量」を増加させたことは認めたいうえで、①「質」の改善(スキル形成、正規雇用)につながっているのか、また②他の積極的労働市場政策と比べて最も効率の良い取り組みと言えるのかという2点を重要な批判点としている(OECD, 2014; European Commission, 2015, 2016など)。また近年、とくに懸念されるのは、PWにおける使用者の拡大により、本来正規労働市場で雇用されるべき労働力がPW参加者で代替されてしまう可能性である。詳しい検証が必要だが、すでに、2015年8月には「2014年初から2015年6月にかけて2,303人の

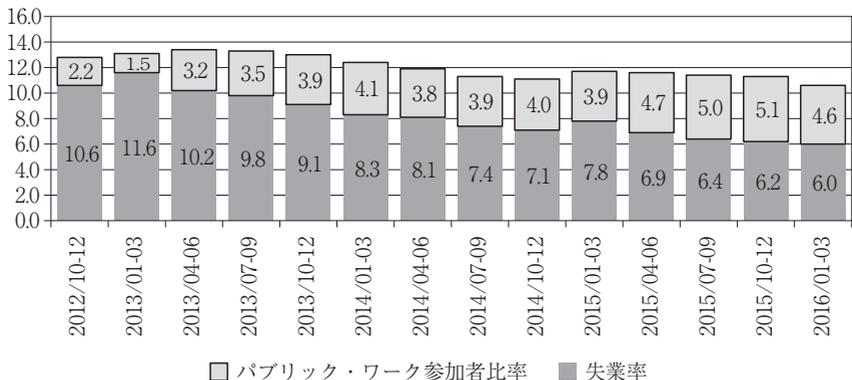
労働者が解雇され（そのポストが）PWによって埋められた」とする野党幹部の声明が報じられている¹⁴⁾ 近年、経済の苦境から脱出できていない南欧諸国よりは少ない水準ではあるものの、仕事につきながらも貧困線以下の所得を余儀なくされている人々（ワーキング・プア）の割合が2010年以降、5.3%、6.2%、5.7%、7.0%、6.7%、9.3%と増加傾向にあること¹⁵⁾も踏まえて考えれば、このPWの拡大を無批判で受け入れることはできないであろう。

おわりに

本論文では、ハンガリーの近年の経済・社会状況の変化を見たうえで、「2010年以降、ハンガリーで雇用分野においてもっとも重要な政策となった」（Varga, 2015）PWの拡大についてとりあげ、その概要と現状を示したうえで、プログラムの広がり、低就労状態の世帯の削減や、就業率の増加を示しているが、多くの懸念も存在することを示した。

政府はPWプログラムの意義を非常に高く自己評価しており、オルバーン首相や閣僚らからその成果を強調する声が聞かれる。例えばオルバーン首相

第8図 失業率とパブリック・ワーク参加者の比率 (単位：%)



出所) portfolio.hu 電子版 (2016/04/28 付 2016/07/28 アクセス)
http://www.portfolio.hu/en/economy/hungary_jobless_rate_drops_to_record_low_even_w/o_public_works_trick.31234.html

は、2014年3月、「失業状態から就労の世界へ入ることができる門であり、PWは大いに評価されるべき」として「28万人から30万人規模まで拡大の計画」があると述べている¹⁶⁾ また実際に今後も拡大が予測されている (European Commission, 2015)。

2016年7月現在、輸出主導の経済成長が堅調であり、正規の労働市場では熟練労働力の人手不足が言われるほどの状況となっている。第8図が示すように、PW参加者を求職者と見た場合でさえ (PW参加者と登録失業者を合わせた比率でさえ) 失業率は近年ではもっとも低い水準となっている。このような状況の今だからこそ、単純なPWの拡大よりも、より生産性の高い仕事へと労働力をシフトさせていく工夫が必要だと思われる。

本論文では、近年のパブリック・ワークの課題を明らかにすることを目的としていたが、限られたデータでは抽出が難しい部分も大きかった。今後の直接の調査の課題としたい。

*本研究は、JPSP 科研費 JP16H05720 の助成を受けたものである。また、平成26年度に交付を受けた松山大学特別研究助成による研究成果の一部である。

参 考 文 献

- Bördös, K. 2015: "The institutional and legislative context of public works schemes: a historical overview", in Fazekas, K. and Varga, J. eds., *The Hungarian Labour Market 2015*, pp. 67-76, Centre for Economic and Regional Studies, Budapest: Hungarian Academy of Science.
- Busch, I. and Bördös, K. 2015: "Survey-based and administrative data on public works", in Fazekas, K. and Varga, J. eds., pp. 77-85.
- Cseres-Gergely, Zs. 2014: "Ezért jó a kormánynak a sok külföldön dolgozó", http://index.hu/gazdasag/default/2014/07/08/ezert_jo_a_kormany_nak_a_sok_kulfoldon_dolgozo (2015年7月29日確認)
- Cseres-Gergely, Zs., Kátay, G. and Szörfi, B. 2013: *The Hungarian Labour Market in 2011-2012*, in: K. Fazekas, P. Benczúr and Á. Telegdy (eds.), *The Hungarian Labour Market 2013*, Center for Economic and Regional Studies, Budapest: Hungarian Academy of Science and National Employment Non-Profit Public Company LTD.

- Csoba, J. 2010: A közfoglalkoztatás régi-új rendszere. Útközben az „Út a munkához” programban, *Esély* 2010/1.
- Csoba, J. and Nagy, Z. 2012: “The evaluation of training, wage subsidy and public works programs”, in Fazekas, K. and G. Kézdi (eds.), *The Hungarian Labour Market 2012.*, Research Center for Economic and Regional Studies, Budapest: Hungarian Academy of Science and National Employment Non-Profit Public Company LTD.
- European Commission. 2015. “Recommendation for a Council Recommendation on the 2015 National Reform Programme of Hungary and delivering a Council opinion on the 2015 Convergence Programme of Hungary”, COM (2015) 266 final.
(http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/csr2015/csr2015_hungary_en.pdf 2016/01/04 アクセス)
- European Commission. 2016a. “European Economic Forecast: Spring 2016” (http://ec.europa.eu/economy_finance/publications/ceip/pdf/ip025_en.pdf 2016/07/28 アクセス)
- European Commission. 2016b. “Recommendation for a Council Recommendation on the 2016 National Reform Programme of Hungary and delivering a Council opinion on the 2016 Convergence Programme of Hungary”, COM (2016) 337 final.
(http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/csr2015/csr2015_hungary_en.pdf 2016/01/04 アクセス)
- Fazekas, K. 2009. “Impact of Global Financial Crises on the Labour Market in CEE Countries – The Case of Hungary”, Workshop on Macroeconomics and Economic Systems, KIER (Kyoto Institute of Economic Research), Kyoto University, 20 June 2009 報告資料。
- Frey, M. 2011: “The legal and institutional environment of the Hungarian labour market” in Fazekas, K. and G. Molnár (eds.), *The Hungarian Labour Market: Review and Analysis 2011.*, Institute of Economics, HAS and Hungarian Employment Foundation, Budapest.
- Kálmán, J. 2015: “The background and international experiences of public works programmes”, in Fazekas, K. and Varga, J. eds., 2015.
- Koltai, L. 2012. “Work instead of Social Benefit? Public Work in Hungary.”
(<http://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=10515&langId=en> 2016/01/04 アクセス)
- Köllő, J. and Scharle, Á. 2012: “The impact of the expansion of public works programs on long-term” in Fazekas, K. and G. Kézdi (eds.).
- OECD 2014. *OECD Economic Surveys: Hungary 2014*, OECD.
- Policy Agenda 2013. “Managing public works projects is more expensive for the state than creating new jobs.” <http://www.policyagenda.hu/en/nyitolap/managing-public-works-projects-is-more-expensive-for-the-state-than-creating-new-jobs> (2016/01/04 アクセス)
- Szikra, D. 2014. “Democracy and welfare in hard times: The social policy of the Orbán Government in Hungary between 2010 and 2014”, *Journal of European Social Policy*, Vol. 24 (5).
- Ministry of Interior. 2016: “Information on the current status of Public Work Scheme (PWS) in

- Hungary". [http://kozfofglalkoztatás.kormany.hu/download/8/3a/51000/Information on the current status of Public Work Scheme \(PWS\) in Hungary.pdf](http://kozfofglalkoztatás.kormany.hu/download/8/3a/51000/Information_on_the_current_status_of_Public_Work_Scheme_(PWS)_in_Hungary.pdf) (2016/07/14 アクセス)
- Varga, J. 2015: "In Focus: Public Works" in Fazekas, K. and Varga, J. eds., pp. 39-41.
- ジェトロ 2016 「ハンガリー投資ガイドブック 税制・雇用制度 (2016年1月)」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2016/d6a2798bf74506f2/rPhuguidebook_investment201601.pdf (2016年7月28日アクセス)
- 中村健吾 2015 「『欧州2020』戦略とEUによる危機への対応」 福原宏幸・中村健吾・柳原剛司編著『ユーロ危機と欧州福祉レジームの変容』明石書店, pp. 76-116
- 久本憲夫 2015 『日本の社会政策 (改訂版)』ナカニシヤ出版
- 盛田常夫 2010 『ポスト社会主義の政治経済学 体制転換20年のハンガリー: 旧体制の変化と継続』日本評論社
- 柳原剛司 2012 「EU新規加盟国の雇用政策の変容: ハンガリー」 福原宏幸・中村健吾編『21世紀のヨーロッパ福祉レジーム』礼の森書房, pp. 218-248
- 柳原剛司 2014 「危機後のハンガリー政治経済の変容とその評価」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』2014年2月号, pp. 2-17
- 柳原剛司 2015 「危機下における国家の再構築と社会政策の変化」 福原宏幸・中村健吾・柳原剛司編著, 前掲著, pp. 227-249
- 柳原剛司 2016 「比較福祉レジーム論からみた中東欧: ハンガリー」『海外社会保障研究』第193号, pp. 18-32

注

- 1) 柳原 (2014) で論じた他にも、例えば、長年オルバーン首相を資金的にサポートしてきたとされる実業家シミチカ氏との決別は綻びの一例として挙げられるであろう。それにより政権に距離をおいた無料日刊紙のメトロ誌に対し政府・与党寄りの無料週刊誌「ロカール」誌がオルバーン首相に近い人物により立ち上げられたことは体制の強化の一例として挙げられるであろう。
- 2) 議決権の過半数あるいは株式の過半数が外国企業によってコントロールされている企業 (ユーロスタット・ウェブサイトでの定義による)。外国の企業が当該国に現地法人を設立し製造拠点・営業拠点などを置き自らコントロールする場合、あるいは当該国の企業を買収し過半数の議決権・株式を獲得している場合などが該当するだろう。
- 3) 計算可能な26か国全てで、2011年について、外国資本の企業の生産性の方が高い。
- 4) ファゼカシュは2004年のデータを用い、やはりハンガリーにおいて外国企業と自国企業との生産性格差が3倍を超え、概ね2倍から3倍の間に収まる周辺国と大きな格差が存在していることを指摘している (Fazekas, 2009)。
- 5) 2010年5月22日に発表した政府プログラムにおいて公約した (在ハンガリー日本国大使館『政治経済月報』2010年5月号)。

- 6) ①家賃、光熱費を支払う、②家を適切に暖房できる、③予期していなかった支出に対応できる、④日常的に肉類・蛋白質を摂取できる、⑤休暇に行ける (to go on holiday)、⑥テレビセットがある、⑦洗濯機がある、⑧自動車がある、⑨電話がある。以上の9つの物質的条件のうち、少なくとも3つ以上ができない状態のことをいう。以下を参照せよ。http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Glossary:Material_deprivation (2016/07/29 確認)。
- 7) 同様の家族構成の世帯とくらべて、働く期間が5分の1以下の世帯。以下を参照せよ。http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Glossary:Persons_living_in_households_with_low_work_intensity (2016/07/29 確認)
- 8) http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/targets_en.pdf (2016/07/26 確認)
- 9) 本節における制度の概要の部分は、Koltai (2012)、Bördös (2015)、Ministry of Interior (2016) の記述をもとにしている。
- 10) 本項目は、主として Ministry of Interior (2016) に依拠している。
- 11) 公的年金制度の「再国有化」について、詳細は柳原 (2015) を参照せよ。
- 12) ハンガリー国立銀行の統計を使用。<https://www.mnb.hu/letoltes/en0301-arfolyam.xls> (2016/07/28 アクセス)
- 13) ただし、チョバラは、職業訓練について、参加者の3分の2は公式の職業訓練の修了者であり、彼らは訓練の場というよりむしろ収入の手段として見ていたという指摘をしている。また、賃金補助についても、賃金補助のスキームで新たに創りだされた雇用は3分の2程度であり、賃金補助がなくとも半数以上は雇用されていた、として強い代替効果と死荷重を有していると指摘しており、この2種の積極的労働市場政策を推奨している訳ではない。
- 14) HVG 誌電子版 2015年8月22日付。http://hvg.hu/gazdasag/20150822_Nagy_szamban_rugnak_ki_dolgozokat_hogy_ko/ (2016年7月29日確認)
- 15) ユーロスタット (2016/07/16 取得)。<http://ec.europa.eu/eurostat/tgm/table.do?tab=table&init=1&plugin=1&language=en&pcode=tesov110>
- 16) Portfolio.hu 電子版 2014年3月4日付。